

前回の審議会概要「地熱資源の保護及び活用に関する条例整備（素案）について」

主旨

「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」により、自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの推進が図られている。しかし、**地熱発電については、事業化の可能性を探る地下資源調査の段階では、条例の適用が及ばない。**



近隣関係者への説明が不十分なまま事業を進められるおそれ



現行条例の改正が必要

改正のポイント

- ◆新たな掘削、掘り替え、増掘により行う地熱発電事業を対象
- ◆事業者は、現在湧出している源泉所有者の意向を踏まえたモニタリングに努めること
- ◆届出（事前協議・住民説明）のタイミングを細分化し、地下資源調査の段階から届出を求める
- ◆損害賠償保険等への加入義務と事故発生時の措置等を明記
- ◆廃棄等費用の積立等を義務化

主なご意見

- 掘削技術も上がり、温泉の恩恵で成り立っているエリアは警戒せざるを得ない状況
- 地下資源のつながりから広域的なカバーも必要であり、近隣自治体との情報交換などの運用を
- 地熱開発そのものに反対ではないが、地域が不安になるような事業者には来てほしくない
- 事業を一気に進めるのではなく、地域へのメリット・デメリットが示されながら、慎重に進められるべき
- 説明会の対象範囲は、地下深くを掘削することから、周辺関係者の納得が得られるような範囲とすべき

※ご意見を参考に、条例改正を進めていくことについて了承